

前払式支払手段情報提供事項(一部抜粋)	
前払式支払手段の名称	Lu Vit電子マネー
氏名・商号又は名称	株式会社バローホールディングス
不正取引の公開基準	当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力の上必要な情報を公表いたします。
利用者資金の保全方法	<p>■資金決済法14条1項の規定趣旨 前払式支払手段の保有者保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられております。</p> <p>■資金決済法31条1項に規定する権利の内容 万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。</p> <p>■発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別 当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。 ・発行保証金保全契約</p> <p>■発行保証金保全契約の相手方の氏名、照合又は名称： ・明治安田生命保険相互会社</p>